

教私第1327号
平成29年5月22日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立専修学校・各種学校長 様
各私立幼稚園・認定こども園長 様

大阪府教育庁私学課長

学校法人への現物寄付に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定に基づく国税庁長官の非課税承認を受けるための手続きの簡素化のための要件の変更等に関する税制改正について（通知）

標記について、文部科学省高等教育局私学部長から通知がありましたので、お知らせします。

本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス『私立学校（園）向けのお知らせ』】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ	橋本	(06-6941-0351	内 4817)
総務・専各振興グループ	谷口	("	内 4861)
幼稚園振興グループ	中川	(06-6941-0351	内 4859)